

## 再エネ活用地域振興プロジェクト事業（事業化検討）補助金交付要領

### （趣旨）

第1条 再エネ活用地域振興プロジェクト事業（事業化検討）補助金（以下「補助金」という。）の交付については、福井県補助金等交付規則（昭和46年福井県規則第20号。以下「規則」という。）およびエネルギー環境部エネルギー課所管補助金等交付要綱（令和5年5月22日以下「要綱」という。）の定めによるほか、この要領の定めるところによる。

### （目的）

第2条 この補助金は、太陽光発電や小水力発電など県内各地域のポテンシャルに即した再生可能エネルギーを導入し、再生可能エネルギー固定価格買取制度・FIT制度（以下「FIT・FIT制度」という。）を活用した売電収入の一部を当該地域の振興策に充てるものの事業化を促進することを目的とする。

### （定義）

第3条 この要領における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「再生可能エネルギー」とは、太陽光や水力、風力、バイオマス（持続可能な範囲で利用する場合）などを利用した自然エネルギーであり、国のFIT・FIT制度の対象であるエネルギーのことをいう。
- (2) 「様々な主体」とは、NPO等（特定非営利活動法人、ボランティア団体、市民活動団体）、公益法人等（法人税法第2条第6号別表第二に掲げる法人）、地縁組織（町内会、自治会等）、大学・研究機関、その他個人等のうちいずれか1以上および、再生可能エネルギーの導入を検討する地域の市町が参画する団体のことをいう。
- (3) 「県内企業等」とは、次のいずれかに該当する者をいう。
  - ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に挙げるものであって県内に主たる事業所を有する法人のことをいう。
  - イ 中小企業団体（中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項）
  - ウ 特定の法律によって設立された組合またはその連合会（県内に主たる事業所を有する、県内中小企業で構成）

### （補助事業者）

第4条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 再生可能エネルギーの導入を検討する様々な主体で構成される協議会。
- (2) 再生可能エネルギーの導入を検討する様々な主体および県内企業等で構成される協議会。

### （補助対象事業）

第5条 補助の対象となる事業は、地域に再生可能エネルギーを導入することによって、FIT・FIT制度を活用した売電収入の一部を当該地域の課題解決に向けた財源とし、地域振興策やまちおこしの促進を検討する事業であり、次の各号のいずれかを満たすものとする。

- (1) 再生可能エネルギーの事業化に向けた構想または事業計画策定段階にあること。
- (2) 事業形成や資金調達の手法等を検討し、その成果として、再生可能エネルギーの事業化計画を策定する事業であること。

2 ただし、次の各号に規定する事業は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 国が支出する支出金または補助金等の交付を受けた事業
- (2) 国または県が出資する公益財団法人等から助成金の交付を受けた事業
- (3) 宗教活動および政治活動を主たる目的とする団体が行う事業
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が役員となっている団体が行う事業
- (5) 暴力団または暴力団員と密接な関係を有する団体が行う事業
- (6) 公序良俗に反する事業
- (7) その他知事が適当でないと認める団体

（補助対象経費等）

第6条 補助対象経費、補助率および補助金額は、下表のとおりとする。

補助対象経費※1	補助事業者	補助率	補助金額※2
再生可能エネルギーの事業化検討に必要な謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、食糧費、通信運搬費、会議費、会場借上料、委託料（導入計画等の策定、設備活用方針の策定・実証など）、その他事業に必要な経費のうち県が認めた経費	第4条第1号 （様々な主体が単独で実施する場合）	定額	補助上限額 30万円
	第4号第2号 （様々な主体と県内企業等が合同で実施する場合）	1 / 2 以内	補助上限額 100万円

※1 利息等その他収入額は控除する。

※2 補助金額に千円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。

（補助金交付申請）

第7条 補助事業者は、補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、別に定める期日までに、当該事業を実施しようとする場所を管轄する市町長を経由し、知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 補助金所要額調書（様式第3号）
- (3) 事業収支予算書（様式第4号）
- (4) 債権債務者登録申請書（様式第5号）

※ただし申請者が県内企業等であり、すでに登録されている場合は必要ない

- (5) 協議会等の運営を証する書類

(6) その他知事が必要と認める書類

2 市町長は前項の規定により提出された事業計画を経由する場合において、必要があると認めるときは、当該事業計画に対する意見書を添えることができる。

(交付の決定)

第8条 知事は、前条の規定による申請書の提出があったときは、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、市町長を経由し補助事業者に対し書面により通知するものとする。

(交付の条件)

第9条 前条の交付決定にあたっては、次の各号に掲げることを条件とする。

(1) 補助事業者は、知事が補助金の交付業務の適正かつ円滑な運営を図るために、必要に応じて報告を求め、または利用状況調査や現地調査を実施する時はこれに応ずること。なお、概算払を受けたものについては、10月31日現在における事業遂行状況を11月末までに知事に報告すること。また、補助事業完了後も、求めに応じて事後状況について報告すること。

(2) 補助事業者は、地域協議会の名称、検討内容および進捗状況、その他事業に関連する事項を知事が公表することに同意すること。

(3) その他補助金の目的を達成するために、知事および市町長が必要と認める事項がある場合、適切に実施すること。

(4) 知事および市町長は、補助事業者が第1号から第3号に掲げる条件に違反した場合、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消すことがあること。

(事業の実施)

第10条 補助事業者は、第8条による交付決定の通知を受けた日以後に事業を開始するとともに、補助金交付決定年度末までに事業を完了しなければならない。

(変更の承認)

第11条 補助事業者は、次の各号の一に該当するときは、計画変更承認申請書(様式第6号)を、市町長を経由し知事に提出し、承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

ア 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合。

イ 補助目的および事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合。

(2) 補助対象経費の配分を変更しようとするとき。ただし、各配分額の20パーセント以内の流用増減を除く。

2 知事は、前項の規定による承認を行う場合に、必要に応じて、交付決定の内容を変更し、または条件を付すことができる。ただし、補助金額の増額は行わないものとする。

3 知事は、第1項の変更の承認を行ったときは、補助事業者に対し、市町長を経由し書面によ

り通知するものとする。

(中止の承認)

第12条 補助事業者は、やむを得ない事情により事業を中止しなければならない事由が生じたときは、中止承認申請書(様式第7号)を、市町長を経由し知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前条第3項の規定は、前項の中止の承認について準用する。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、事業が完了したときは、完了の日から1か月以内または翌年度4月10日のいずれか早い日までに、完了実績報告書(様式第8号)に、次の各号に掲げる書類を添えて市町長を経由し知事に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書(様式第9号)
- (2) 補助金精算調書(様式第10号)
- (3) 事業収支決算書(様式第11号)
- (4) 契約関係書類または請求書(写)
- (5) 領収書または振込明細書等支払の事実を確認できるもの(写)
- (6) 補助対象施設等の管理並びに運営に関する規定等の確認
- (7) 事業の成果をまとめた書類
- (8) その他知事が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第14条 知事は、前条の規定による報告を受けたときは、当該報告に係る書類および必要に応じて行う現地調査等によりその内容を審査し、適正であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、書面により市町長を経由し、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第15条 補助事業者は、前条による補助金の額の確定の通知を受けた後において、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書(様式12号)を、市町長を経由し、知事に提出しなければならない。

2 知事は、特に必要があると認めるときは、補助金を概算払により交付するものとし、補助事業者は、補助金概算払請求書(様式第13号)を、市町長を経由し、知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第16条 知事は、補助事業者が次の各号に掲げるいずれかに該当するときは、第8条による交付決定(第11条第1項による変更の承認および第12条第1項による中止の承認を含む。)の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の申請および事業の実施に関し、不正の行為があったとき。
- (2) 事業の実施に関する知事の指示を受け、その指示に従わないとき。

(3) 補助金交付決定年度末までに事業の完了が見込めないとき。

(4) その他、補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。

2 前項の規定は、補助金の額の確定があった後についても適用がするものとする。

(補助金の返還)

第17条 知事は、前条の規定に基づき補助金の交付決定を取り消したときは、補助金を交付せず、または既に交付した補助金の全部または一部の返還を命ずることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の返還を命じられたときは、規則第18条の定めるところにより遅滞なく返還しなければならない。

(帳簿の整備等)

第18条 補助事業者は、補助事業に係る収支を記載した帳簿を設けるとともに、その証拠書類となる書類を整備し、補助事業完了年度の翌年度または地域振興策への充当終了年度の翌年度のいずれか遅い年度から5年間保管しておくものとする。

(改元への対応)

第19条 この申請における改元後の対応については、新元号の当該日付に読み替えるものとする。

(その他)

第20条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要領は、平成30年10月23日から効力を有するものとする。

附則(平成31年4月1日)

この要領は、平成31年度の補助金等から適用する。

附則(令和3年4月1日)

この要領は、令和3年度の補助金等から適用する。

附則(令和4年4月1日)

この要領は、令和4年度の補助金等から適用する。

附則(令和5年5月22日)

この要領は、令和5年5月22日から適用する。